

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

北本市では、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

- 概 要 18 日間の欠勤
- 所 属 名 市民経済部くらし安全課
- 職名及び年齢 主事級職員（27 歳）
- 処分年月日 令和 7 年 7 月 30 日
- 処分内容 減給 10 分の 1 3 か月